

民営職業紹介

ひ

と



2021.1
NO.

175

民紹協会長 年頭のご挨拶

厚生労働大臣 年頭所感

厚生労働省職業安定局長 年頭所感

各民営職業紹介事業者団体 年頭のご挨拶

厚生労働省と民営職業紹介事業者団体による情報交換会の開催

東京労働局と民営職業紹介事業者団体による情報交換会の開催

公益社団法人 全国民営職業紹介事業者協会



Contents

3 年頭のご挨拶

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝

4 年頭所感

厚生労働大臣
厚生労働省職業安定局長

10 新年のご挨拶

各民営職業紹介事業者団体

12 令和2年秋の叙勲受章者お喜びの声

13 厚生労働省と民営職業紹介事業者団体による情報交換会の開催

18 東京労働局と民営職業紹介事業者団体による情報交換会の開催

21 オンラインセミナーを開催します

22 外国人材に関する最新情報

23 雇用失業動向

24 令和3年度職業紹介士資格認定試験のご案内

25 職業紹介士ネットワーク ～「株式会社TOKAIヒューマンリソースエボル」～

26 よくわかる職業紹介事業のQ&A

28 散歩道 ～小岩神社～

29 新規入会事業所紹介

30 民紹協ニュース／編集後記

31 職業紹介責任者講習日程



※表紙写真は、「第2回 ひととしごと写真募集」佳作 有田勉氏撮影の作品「コンブの湯通し」です。「朝1時ころより沖に出て暗いうちからコンブを収穫します。家族全員で塩蔵するためコンブを湯に入れます。寒い時には蒸気が出て人が見えなくなる時もあります。」

年頭のご挨拶



公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

会長 紀陸 孝



新年あけましておめでとうございます。

昨年は新型コロナウイルスが流行し、職業紹介事業者の皆さまには試練の年になりました。皆さまの懸命の経営努力により新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

この間、政府も雇用調整助成金の特例措置など様々な雇用維持の対策を講じていただきましたが、日々雇用で働く方々は休業の対象になりにくく、一部の方の活用にとどまっております。政府のGo Toキャンペーンの実施等により求人はある程度回復しましたが、まだ以前の水準に戻るには時間がかかるものと思われます。

こうした中、今年の夏には、昨年から延期になりました東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されています。観客をどの程度入れるのか不透明な部分がありますが、国の内外から多くのお客さまがお見えになります。その方々に「安全・安心」と「おもてなし」を提供するための知識・スキルは一朝一夕には習得できません。長年の実績のある配せん人やマネキン紹介所などの役割に大きな期待が寄せられています。大会に合わせて求人が復活し、人材の円滑な供給を通じて大会が無事に開催され、成功することを願って止みません。

一方、コロナ感染拡大防止のため、外国人材の入国が制限されており、外国人材の職業紹介事業は厳しい状況にあります。しかしながら、入国規制緩和の動きも出てきており、コロナが落ち着いてくれば、外国人材に対する需要も回復してくると思われます。外国人材の職業紹介には、入管法などの法令や雇用管理の知識が必要になります。コロナ禍でのピンチをチャンスと捉え、着々と準備を進める事業所を当協会としても引き続き支援して参ります。

また、オンライン面接を導入する企業が増加しつつあり、厚生労働省もオンライン面接の活用を含め、求職者、求人者ともに安心して就職活動、採用活動が進められるよう、事業主に協力を要請しております。具体的には、選考の際にオンライン面接を行う場合は、その旨を求人票に記載すること、オンライン面接ツールの利用方法や手順などについて応募者に分かりやすく案内し、オンライン面接の対応可否を採用基準としないよう、また対応できない応募者が不当な取扱いを受けることがないように求めています。こうしたことを職業紹介事業者としても求人者に要請していくことが望まれます。

本年は、平成30年1月の改正職業安定法の施行から3年が経過し、次期改正に向けた検討も始まることと思われます。その検討に際して、職業紹介事業者の実情や要望などが適切に反映されるよう厚生労働省等にも働きかけて参る所存です。

最後になりましたが、コロナの一日も早い収束と、皆さまのご発展、ご健勝を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭所感



厚生労働大臣
田村 憲久



●はじめに

令和3年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣に再び就任し、3か月余りが経ちました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

●感染症対策等

取り組むべき喫緊の課題は新型コロナウイルス感染症の対策です。直近の感染状況ですが、依然として厳しい状況が続いています。厚生労働省としても、国民の皆様様の命と健康を守るため、引き続き最

優先で取り組んでまいります。

昨年来の対策の経験を活かして、感染リスクや重症化リスクに応じたメリハリの利いた感染対策を講じるとともに、医療機関への支援や保健所の体制強化、検査体制の確保等を進めてまいります。加えて、行政検査については、感染拡大防止のため、高齢者施設等への積極的な検査に引き続き取り組んでまいります。

季節性インフルエンザによって、発熱患者等が大幅に増え、検査や医療の需要が急増する場合に備え、身近な医療機関に直接電話相談し、地域の診療・検査医療機関を受診する仕組みの整備を都道府県とともに行いました。

併せて、病床の確保については、各都道府県の病床・宿泊療養施設確保計画に基

づき、引き続き都道府県のご協力をいただきながら、医療提供体制の整備を図ってまいります。

感染拡大地域の保健所への国からの専門家派遣や専門人材等の都道府県間の広域的な応援派遣の調整を行うなど、引き続き機動的に現場を支える体制を強化してまいります。

ワクチンについては、本年前半までに全ての国民の皆様提供できる数量の確保を目指すとともに、昨年施行された予防接種法及び検疫法の改正法に基づき、円滑、迅速な接種を実施するための体制の整備等に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症対策について確実な取組を推進するため、制度改正も見据えて議論を進めます。併せて、国際的な人的往来の段階的な再開に向けて、空港等における検疫体制を強化してまいります。

加えて、感染症の影響を踏まえた産業政策と、雇用政策が、車の両輪となり実施されることが必要です。昨年12月にとりまとめた経済対策に基づき、雇用の維持・確保や、新たな分野への円滑な労働移動の支援、求職者向け支援の拡充等の雇用

対策パッケージに取り組んでまいります。

今年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、人類がウイルスに打ち勝った証として開催するものです。日本国内の皆さんはもちろん、海外から集まるアスリートや観客にも安全・安心な大会を実現するため、関係省庁と連携し、万全を期してまいります。

●災害への対応等

近年、台風や記録的な大雨による甚大な被害が全国各地で発生しております。改めまして亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。被災された方々が1日も早く安全・安心な生活を取り戻せるよう、対策等を講じるとともに、相次ぐ自然災害から国民生活を守るよう、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」として、重点的かつ集中的に医療・福祉・水道施設等の強靱化に取り組めます。

また、本年は東日本大震災の発生から10年という節目となります。私自身も復興大臣であるとの強い意識の下、被災者の心のケア、医療・介護提供体制の整備、

雇用対策などに全力で取り組みます。

●全世代型社会保障制度への改革

全世代型社会保障検討会議において「全世代型社会保障改革の方針」が取りまとめられ、昨年末に閣議決定されました。

この方針に沿って、全世代対応型社会保障制度の構築のため、不妊治療の保険適用や待機児童の解消といった少子化対策、後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直し等の医療制度改革を進め、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。

●地域医療体制の整備、 地域包括ケアシステムの構築等

医療分野では、今般の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、人口構造の変容に伴う地域の医療ニーズの変化に対応した病床機能の分化・連携を目指す「地域医療構想」、医療現場における長時間労働の是正を目指す「医師の働き方改革」、医師の適切な配置により地域間、診療科間の医師偏在解消を目指す「医師偏在対策」を一体的に進めます。また、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築する観点から、次期

通常国会に関連法案の提出を目指します。さらに、オンライン診療の在り方について、安全性と信頼性をベースに検討を進めていきます。

また、本年4月に予定されている介護・障害福祉サービス等の報酬改定による対応など、新型コロナウイルス感染症下においても、地域において継続的に介護・障害福祉サービス等が提供されるよう、しっかりと支援してまいります。

●子ども・子育て支援

不妊治療への支援については、昨年末に策定した工程表に基づき、保険適用に向けた検討を進めます。また、保険適用の実現までの間の不妊治療に対する助成金の大幅な拡充や、不妊治療を受けやすい職場環境整備の推進等を行ってまいります。加えて、不育症患者や小児・AYA世代のがん患者等に対する支援を推進します。

待機児童解消について、昨年末に定めた「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保に取り組んでまいります。

また、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、児童虐待防止対策や子どもの貧困対策に取り組みます。

●働き方改革の推進、 多様な就労・社会参加の促進

1億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革関連法の円滑な施行等に努めるとともに、リカレント教育をはじめとした人材育成の強化、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援等に取り組んでまいります。

また、男性の育児休業取得促進のため、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入や、個別の労働者に対する休業制度の周知の措置を事業主に義務付けるなど、審議会での議論を踏まえ、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。

併せて、最低賃金の全国的な引上げに取り組めます。

●難病対策等

難病対策について、法施行後5年の検討規定に基づき、関係審議会において議論を進めるとともに、総合的な支援策を推進します。また、B型肝炎ウイルスに感染した方々への給付金の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金の請求期限を延長する等の措置を講ずるため、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。

そのほか、社会経済の変化に対応しつつ、厚生労働省に対する要請に適時・的確に応えることができるよう、医薬品・医療機器施策、年金制度改革、社会福祉、援護施策等、山積する課題に果敢に取り組んでまいります。

おわりに、本年が、国民の皆様お1人おひとりにとって、実り多き素晴らしい1年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭に当たっての私の挨拶といたします。



年頭所感



厚生労働省職業安定局長
田中 誠二

新年を迎え、謹んでお慶び申し上げますとともに、職業安定行政へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が再度増加傾向にあり、引き続き感染防止に取り組む必要があります。その一方で、今後、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた産業政策と、雇用を守り、経済活動の回復や進展が期待される分野で労働者が働けるよう支援する雇用政策が、車の両輪となり実施されることが必要であると考えています。

雇用政策については、これまで、事業主の雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金の特例措置など、過去に例のない措置を講じてまいりました。また、やむを得ず職を失った方への支援についても、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援体制の強化や、雇用のセーフティネットを強化するための求職者支援訓練の受講対象人員枠の拡大を図るなど、きめ細かな再就職支援に取り組んできたところです。

昨年十二月に取りまとめた経済対策においては、一人一人が能力を最大限に引き出しながら働きがいを持って活躍できるよう、出向や早期再就職による新たな分野への円滑な労働移動の支援や、求職者向け支援の拡充等を雇用対策パッケージとして総合的に取り組んでまいります。

具体的には、これまで雇用調整助成金等により行ってきた事業主の雇用維持の取組の支援を引き続き実施することに加え、出向元及び出向先双方の企業に対する新たな助成制度を創設するとともに、産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域の雇用の再生を図るため、事業転換やキャリアチェンジ等を促進する都道府県の取組への支援を実施するとともに、地方移住への関心が高まることを見据え、地方での就職を希望される方々に対し、業種間・職種間移動を含めた個々のニーズに応じた再就職支援を実施してまいります。

派遣労働者については、年末に契約の更新の時期を迎える方が多くなることなどを踏まえ、昨年十一月に派遣労働者の雇用の維持に関して、大臣から派遣元の業界団体及び派遣先となる経済団体に対して要請を行いました。個別の派遣会社に対しても、都道府県労働局を通じて、雇用調整助成金の活用等による雇用の維持を強く求めています。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職により、住居・生活支援が必要な求職者の方々に対しては、ハローワークの住居・生活支援窓口等において、住居・生活に関する相談、自治体の住居・生活支援施策への迅速な誘導等を実施するとともに、自治体と連携したチーム支援による就労促進に取り組んでまいります。

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の方々をさらに支援するため、ハローワークにおける専門窓口の設置を進め、担当者によるチーム支援を着実に実施することや、民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援、就職氷河期世代に特化した求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進等について取り組んでまいります。

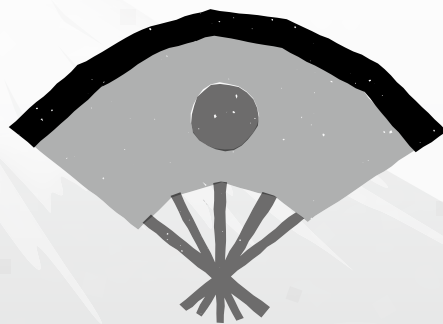
高齢者雇用については、昨年三月に七十歳の就業確保を事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法が成立し、本年四月から施行されます。施行に向けて改正法の趣旨や内容を正しく事業主の皆様にご理解いただくため、引き

続き周知に取り組んでまいります。

障害者雇用については、本年三月一日に障害者雇用率の引上げが予定されています。引き続きハローワークにおいては、地域の関係機関と連携し、採用準備段階から定着支援まで、一貫したきめ細かな支援を講じるなど、障害者が希望や能力に応じて活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

外国人雇用については、ハローワークにおいて、既に国内で働いている方に関する雇用の維持や就職の支援を強化するとともに、新たに入国する方に関しては、その能力を有効に発揮できる適正な環境での受入れを促進してまいります。

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視しながら、全ての方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、職業安定局としても全力で取り組んでまいりますので、皆様方には、一層のご指導、ご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。



各民営職業紹介事業者団体より 謹んで新年のご挨拶を申し上げます!



公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

看家紹介業の新たな発展、拡大を目指し、事業の拡充、強化に取り組んでまいります。

人口の減少と少子高齢化が急速に進展するなか、高齢夫婦だけの世帯や一人暮らしの高齢者の増加、子育て期の女性の労働参加の高まりなどを反映して家政サービスに対するニーズが増大し、内容も多様化してきています。こうした社会の要請を踏まえ、家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術を有する者に「家政士」の資格を授与することにより、家政婦(夫)の社会的認知度、社会的評価を高めることを目標に、第5回検定試験を全国規模で実施いたしました。

本年は、「家政士」検定試験の実施を始め、看家紹介業の活性化と家政婦(夫)の就労機会の拡大を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大のなか、求職者、求人者の皆様の安心・安全対策を的確に取り組んでまいります。

一般社団法人日本人材紹介事業協会

まずは、コロナ禍の一刻も早い収束を願うばかりですが、コロナ禍後は、新しい社会・企業に貢献する人材の重みが増し、職業紹介事業者への期待が一層膨らむものと考えます。

個別性の高い様々なマッチングを得意とし、直接寄り添い支援する価値を提供し、一つでも多くのマッチングを成立することで、経済と働く人を後押ししていきたいものです。

人材協では感染拡大防止対策を継続しながら、教育研修事業をはじめ各種サービスのオンライン化を一層拡充し、会員の皆様と人材紹介事業全体

の一層の発展に努めて参ります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人全国サービスクリエイター協会

サービスクリエイター業界は、新型コロナウイルスの影響を最も受けた業界の一つではないかと思っています。昨年弊協会は、労働者の雇用維持および紹介所存続のための情報(雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等)をできる限り速やかに加盟紹介所へ発信してまいりました。コロナ感染症の終息は少し先になりそうですが、宴会や結婚式も新しいスタイルを取り入れながら少しずつ開催されはじめております。本年は新規求職者の採用や教育などについての情報発信を積極的に行なってまいります。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

昨年初頭から暗いニュースばかりが流れ、ほとんどの業界が落ち込みました。それぞれがそれぞれの環境の中、色々な事で心を痛め不自由な生活を強いられています。

こんな時だからこそ、皆さん、支え合い協力し合って参りましょう。私もこれを機に初心にかえり、改めて協会の在るべき姿を再認識し、雇用促進、業界の結束、会員の存続と繁栄を通して社会に貢献できる協会になるべく邁進いたします。

新しい年を迎え、日本だけでなく世界中の人々に明るいニュースが訪れますよう心から祈念いたします。

公益社団法人日本全職業調理士協会

昨年、東京オリ・パラの開催により調理業界も人材確保に大汗を流すと思われましたが、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大したことから、一転して紹介先での雇用維持要請や求人確保が求められました。

また、職業紹介に加え、雇用調整助成金やコロナ対応の給付金などの知識吸収等、求人者と求職者フォローも必要になったことから、少しハローワークに近づいた感があります。

本年(丑年)は、必ずや状況が改善し、また人材確保に大汗を流すことを期待するとともに改めて、関係情報の発信に努めて参りたいと考えております。本年もよろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人

全国ホテル&レストラン人材協会

昨年は未曾有の災禍により世界中が暗い影に覆われ、私共の人材ビジネス界も多大なる影響を受けてしまいましたが、このような時代だからこそ協会員の皆様と力を合わせ、知恵を出し合い、共に乗り越えて行きたいと考えております。その先にある求人先や求職者の多様化する働き方に対しては、現在の法令に基づき、各々が心より安心して職業紹介事業を営めるよう協会員のサポートを行い、更なる研鑽を積んで前進してまいり所存です。また、この場をお借りしまして医療従事者をはじめ感染症防止にご尽力されている皆様に心より感謝申し上げます。

全国調理士紹介事業福祉協会

100年に1度の未曾有の新型コロナウイルスで国と社会が一変した。料理店、ホテル、旅館等あらゆる飲食業界が困難な状況が続いている。コロナの収束が見通せない中、本格的な冬をしっかりと耐え抜いて、国、地方自治体、個人がそれぞれ覚悟を決めて、私共の全紹協は、民紹協、各団体と連携をして、仲間と危機的な状況を対処していきたいとします。日本でのワクチンの接種の実用化を一日でも早く出来る事を期待して、桜の咲く頃には、個人のもとの生活に戻り、皆で満開の桜を愛でられるように、特に今年一年は皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

一般社団法人日本モデルエージェンシー協会

芸能事業者団体連合会

全国クリーニング技術者紹介事業協会

西日本理美容師職業紹介事業協会



栄えある叙勲をお慶び申し上げます!

11月3日、令和2年度の秋の叙勲が発表されました。当協会からは、徳永洋子氏が端宝単光章を受章されました。お慶びの声をご披露します。

端宝単光章受章

株式会社ケアメイト大岡山 徳永 洋子 氏

令和2年秋の叙勲に際し受章の栄に浴し、身に余る光栄と感激し深く感謝申し上げます。

創業65年、多くの方々に支えられご指導を頂きました賜ものと厚く御礼を申し上げます。

母の創業時はまだ人力車の走る頃、新聞広告で求職者を募集し求人者の確保にポストインの日々と聞いておりました。

疲れて帰る求職者に味噌汁を提供し訴える声に耳を傾ける姿は知らずの内に身に付いたような気が致します。

今なお故郷に帰られた方々との交流が続いておりますことは母の置き土産となっております。

創業者の後を継ぎ、特に泊り込みの求職者への寄り添い、メンタルケアを心掛けて参りました。

家庭奉仕員派遣制度が家政婦紹介所も活用され当所においても家庭奉仕員が誕生しました。

その後の介護券制度により高齢者の生活支援の始まりを機に子育てに一息ついた若い主婦層の就労拡大となりました。

介護保険制度を見据えたホームヘルパー養成研修実施を財団法人介護労働安定センターのご支援を得て、業界団体はもとより民間の私共にも機会を頂くことになりました。

若い主婦層は2級ホームヘルパーとなり経験を経て介護支援専門員として現在も地域で活躍の日々です。

車に布団とランドセルを積んだ母娘が「夫から逃げて来た」また「学籍を抜いたまま」と言う母娘も来所しました。区役所に繋げ住と就労の確保のお手伝いをしましたが「駆け込み寺」のイメージが、家政婦紹介には有ったのでしょうか。

ブラジルからの求職者は老人病院に泊り込み介護面を支え、付き添い制度の廃止後多くは帰国されました。「孫の結婚式に」と招かれブラジルを案内して頂いたことは忘れえぬ思い出となっております。

求人者からのご依頼は極力お応えするように努めマッチングの難しさの有る中、双方が満足されているかの紹介後の心配は尽きません。

家政婦に求められる業務は多岐に亘り、特技、経験等をどれだけ把握しているか、求人者は何を望むのかを詳しく知ることにより良い紹介に繋がると、法令を遵守し適格紹介を心掛けることが職業紹介の役割と心得て参ります。

一人では成しえないところ、多くの方々のご支援ご指導を改めて深謝を申し上げます。

ご推薦賜りました公益社団法人全国民営職業紹介事業協会様のご尽力には厚く御礼申し上げます。

業界のますますの発展と皆様のご多幸ご健勝をご祈念申し上げます。



厚生労働省と民営職業紹介事業者団体による 情報交換会の開催

12月16日、厚生労働省職業紹介事業担当課室と職業紹介事業者団体は、情報交換会を開催しました。予め関係職業紹介事業者団体の事務局長等で構成する会議を開き、会員事業者の方々の抱える意見・要望を厚生労働省に伝え、以下のような回答をいただきました。

なお、厚生労働省の出席者は、次のとおりです。

厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐

船谷忠之氏

同 雇用政策課民間人材サービス推進室室長補佐

小林直人氏

同 職業安定局需給調整事業課職業紹介事業係長

川越孝幸氏

同 雇用政策課民間人材サービス推進室民間人材サービス育成係長

川瀬健助氏

また、各職業紹介事業者団体からは、民紹協の他、(公社)日本看護家政紹介事業協会、(一社)日本人材紹介事業協会、(一社)全国サービスクリエーター協会(公社)全日本マネキン紹介事業協会、(公社)日本全職業調理士協会の事務局長等が出席しました。

1 求人不受理関係について

(1)様式例第1号「業務の運営に関する規程」の改正

令和2年3月30日に、労働法令の違反で処分を受けた者等からの求人の申込みは受理しないことができるとされましたが、「業務の運営に関する規程」に、その旨を追記する予定はありますでしょうか。

(答) 有料職業紹介事業の許可基準において、事業者が「業務運営に関する規程」を定め、これに従って適正に運営することを要件としており、当該規程は、各事業者が職業安定法第5条の5(求人の申込み)の内容を含めて策定することとなっています。

このため、ご指摘の職業紹介事業の業務運営要領において、事業者が業務運営に関する規程を策定しやすくなるよう、必要と考えられる内容を記載した例示様式(様式例第1号)をお示ししているところです。本年3月30日に施行された求人不受理の内容(一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人申込み等)についても業務運営に関する規定に記載してい

ただ必要があることから、例示様式については所要の追記を検討したいと思います。

(2)自己申告書の提出を求める頻度

求人不受理に係る自己申告書は、現行の職業紹介事業業務運営要領において、「求人者からの自己申告は、求人の申込みごとに行うことを原則とすること」とされています。一般的に労働法令の違反で処分を受けた者であるか否か等の求人者の属性は、求人の申込みごとに変わるものではないので、属性に変更があった場合に自己申告書を提出させることとしても差し支えないでしょうか。

(答) 職業安定法第5条の5第1項の規定は、不適切な求人により求職者の将来的な就業継続に悪影響が及ぶことを防ぐこと等を目的としています。

このため、職業安定法に基づく指針において、職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人の申込みが職業安定法第5条の5第1項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきことを規定しており、業務運営要領においても、求人者からの自己申告は、求人の申込みごと(一度に複数の求人の申込が

あった場合は、当該複数の求人の申込みごと)に行うことを原則としているところです。

本規定は、あくまで、職業紹介事業者が求人を受理するに当たって、求人者に自己申告を求めるものであり、求人者に属性の変更時に自己申告書を提出させることは、求人者の自己申告漏れが考えられることや、職業紹介事業者が自己申告を求めた対象者や時点が不明確となることを踏まえると不適切であることから、原則どおり、求人の申込みごとに実施していただくようお願いします。

2 在宅勤務に係る事業所要件の緩和について

現行の業務運営要領において、自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務、職業紹介事業者に求人・求職を全件送付する業務のみを行うことは、職業紹介に該当しないとする一方、一定の要件を満たせば、職業紹介の全部又は一部を事業所外で行うことが認められています。

その要件は、職業紹介責任者が速やかに駆けつけることができ、かつプライバシーが確保できる場所であることなど厳しいものとなっています。

こうした中、新型コロナウイルス(以下「コロナ」という)の感染拡大に伴い、緊急避難的に職業紹介の一部を在宅で行うことが認められています。オンライン面接や在宅勤務を導入する企業の動きは、コロナ収束後も続くものと見込まれており、常態として在宅で職業紹介の一部を行うことができるよう、要件の緩和をお願いします。その際に、守るべき条件があれば、併せてご教示をお願いします。

(答) 職業紹介事業の適正な運営を図る観点から、現在、一定の場所で恒常的に職業紹介事業を行う場合を除き、

- ①職業紹介責任者が、職業紹介を行う事業所外にいる場合又は当該事業所外に速やかに到着でき

る体制が構築されていること

- ②当該事業所外が、有料職業紹介事業許可基準を満たす場所であること

の要件を満たせば、事業所外で職業紹介を行うことを認めているところです。

事業所外で職業紹介事業を実施する場合においても、プライバシーの確保等が必要であることは言うまでもなく、慎重に検討を進めていきたいと思います。

3 就職氷河期世代の募集・採用のリーフレットについて

厚生労働省は、募集・採用における年齢制限の禁止の例外として、令和5年3月31日まで就職氷河期世代に限った求人を認めております。こうした中、具体的に求人票にはどのように記載すればよいか問合せがありますので、留意事項や記載例を示したリーフレットがあれば活用したいと思いますが、作成の予定はありますでしょうか。

(答) 事業主は労働者の募集及び採用について、年齢に関わりなく均等な機会を与えなければならないこととされ、年齢制限の禁止が義務化されています。

他方、本年2月14日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が施行され、令和5年3月31日までの間、一定の要件を満たす場合に、就職氷河期世代を対象とした求人の申込等を行うことが可能となっているところです。

ご要望の留意事項や記載例を示したリーフレットの作成予定はありませんが、労働者の募集及び採用における年齢制限禁止については、今般の就職氷河期世代限定求人以外にも例外的な取扱いがあることから、現在、まとめて厚労省HPにQ&A(「労働者の募集及び採用における年齢制限禁止の義務化に係るQ&A」)を掲載しているところであり、適宜ご活用いただきたいと思います。

4

特定技能に関する二国間の協力覚書に基づく認定送出機関の公表について

特定技能に関する二国間の協力覚書は12か国との間で作成されておりますが(令和2年8月28日現在)、うち外国政府が認定する送出機関が公表されているのは、カンボジア、ミャンマー、フィリピン、タイの4か国となっています。新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあると思われますが、残る8か国における送出機関の認定の見込みはいかがでしょうか。

(答) 特定技能の在留資格については、入国在留管理庁が中心となって、二国間取り決めの作成等を行っているところです。相手先の国によっては、送出機関を相手先国の政府が認定することとなっていますが、現時点(令和2年12月16日現在)でカンボジア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナムの5か国の政府が認定する送出機関が公表されています。

今後の認定見込みについては特に情報もなく、お伝えすることができませんが、情報が共有された際には、職業紹介事業者に対する周知を行ってまいります。

5

職業紹介事業の実態把握調査の実施

職業紹介事業の実態把握調査については、平成25年に「職業紹介事業に関するアンケート調査」並びに平成27年に「民間人材ビジネス実態把握調査(職業紹介事業者)」が行われた以降、実施されていません。平成29年の職業安定法改正にあたっては、附則により、法施行後5年を目途として施行状況等を勘案して規制の在り方等を検討し、必要に応じて所要の措置を講ずるものとしてされています。

平成27年の実態把握調査から5年が経過しますので、実態調査を実施していただき、職業安定法の改正に反映していただきますようお願いします。

(答) 職業安定法については、平成29年の改正により、改正法施行後5年を目途に施行の状況等を検証することとされており、職業紹介事業の実態を把握することが必要となっていることは承知しています。

このため、令和3年度概算要求において、職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者等の実態を把握するための調査を実施するための経費を要求しているところです。

今後、予算が認められた際には、当該調査も活用しつつ、実態を踏まえた労働力需給調整システムのより良い在り方の構築に向けて検討していきたいと思っています。なお、各職業紹介事業者団体の皆さまにおかれても、コロナウイルス感染症による職業紹介事業への影響など、業界独自の実態把握に努めていただくようお願いします。

6

コロナの影響に対する対応について**(1)雇用調整助成金の助成率に係る解雇等の要件の撤廃と特例措置の延長**

雇用調整助成金は、令和2年4月1日から9月30日まで(同年12月末まで延長予定)の特例措置が講じられ、解雇等をせず雇用を維持した中小企業に対しては、助成率が10/10となっています。

しかしながら、1月24日以降に1件でも解雇等があると、助成率が8/10に下がります。配ぜん人等の紹介事業においては、労働者派遣事業と兼業している事業者も多く、派遣契約の中途契約解除などにより、派遣労働者の一部解雇もやむを得ない状況が続いております。

つきましては、雇用調整助成金の解雇等要件の緩和をご検討いただくようお願いします。

また、特例措置は本年12月末まで延長されますが、新年会のキャンセル等コロナの影響が長引いており、特例措置を来年3月まで延長していただきますよう

お願いします。

(答) 雇用調整助成金については、事業主の皆様の雇用維持の努力を強力に支援するため、これまでに前例のない特例措置を講じてきたところです。

12月末までは現在の特例措置を継続してきたところですが、先日弊省田村大臣の会見でもお伝えさせていただいたとおり、令和3年2月まで現在の措置を延長することが決定されており、3月以降に関しては、雇用情勢等を踏まえて適切に判断していくこととしています。

また、雇用調整助成金の解雇要件の緩和については、当該助成金の趣旨・目的を考えると措置は困難だと思われます。

(2) 日々雇用労働者に対する保護

コロナの影響拡大に対して、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度の創設等の対策を講じていただき感謝しています。しかしながら、日々雇用労働者は事業主から休業を命じられることが少なく、同制度の活用が進んでいない状況があります。また、職業紹介所の紹介により働く日々雇用労働者は、雇用保険日雇労働被保険者手帳(以下「日雇手帳」といいます)の交付も受けていないため、日雇労働求職者給付金の受給も受けていません。日雇手帳は、就労した日に印紙を貼付して保険料を納付する仕組みであり、その煩雑さ等のため交付希望者が少ないものと思われます。現在のデジタル技術を活用すれば(例えばQRコードで納付)、現行の日雇手帳に代わる保険料の徴収方法が可能になり、日雇雇用保険の適用も進むのではないかと考えますが、ご検討していただけないでしょうか。

(答) 今般のコロナ禍に際し、弊省では雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設等による労働者の方々の雇用維持を図るための措置等、国民の皆様の生活を支えるための支援を講じているところです。特に新型

コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、これまで日々雇用やシフト制で働く方について、就労日が必ずしも明確でないことに起因して、事業主の協力が得られずに申請・支給に至らない方もいらっしゃるの声を受け、その対象要件を明確化する等の措置を取ってきております。貴協会及び会員団体におかれても、紹介先事業主への働きかけ等、引き続きのご協力をお願いします。

また、日雇雇用保険についてはご承知のとおり、日雇手帳に就労した日に印紙を貼付して保険料を納付する仕組みです。弊省としましては、その費用対効果及び政策的観点に鑑み、ご要望に対する検討は困難であると考えます。

(3) PCR検査のための補助

試食販売の自粛が続いており、マネキンの失業が長期化しております。試食販売再開のため、新型コロナウイルス陰性証明書(非感染証明書)を活用することが考えられます。同証明書の発行に必要なPCR検査を受けるための費用を、国から補助していただけないでしょうか。

(答) 職業安定行政を所管する立場からはお答えできませんが、こういったご要望事項については、機会を捉えて、しかるべき部署にお伝えしたいと思います。

7

優良事業功労者に係る厚生労働大臣表彰制度の要件緩和について

職業紹介事業者団体の代表者の連名で、別紙のとおり職業安定局長あてに要望書を提出します。ご検討をお願いします。

(答) 優良民営職業紹介事業功労者等の表彰制度は、民営職業紹介事業の運営を積極的かつ適正に行って顕著な功績を上げ、業界の模範として推奨すべき民営職業紹介事業の功労者等に対して、厚生労働大臣表彰を行い、広く一般に周知することにより、

民営職業紹介事業に関する関係者等の一層の理解と協力得ることを目的としているところです。

要望書に記載のとおり、現行の表彰要領については、平成13年から施行されているところ、数次にわたる職業紹介事業に関する制度改正等や、有料職業紹介事業所数も令和2年3月末時点で25,684事業所と平成13年度末5,562事業所と比較すると大幅に増加(約4.6倍)していることを踏まえると、施行当時とは民営職業紹介事業を取り巻く状況は大きく変化しているものと認識しています。

行政処分歴等を受けてからの経過年数の短縮に関

してご要望をいただいておりますが、表彰要領の見直しに当たっては、表彰制度全体について、民営職業紹介事業を取り巻く現状に照らして適切なものとなっているか、総合的に検討する必要があります。

例えば、民営職業紹介事業に長年にわたり求職者として登録し、特別の技術を要する職業や社会福祉に貢献する職業に精励した、他の求職者の模範となるべき者に対して行っている職業安定局長表彰も含め、いただいたご要望内容を踏まえつつ、検討していきたいと思います。



●職業紹介事業者団体の出席者(敬称略)

(公社)日本看護家政紹介事業協会
 (一社)日本人材紹介事業協会
 (一社)全国サービスクリエイター協会
 (公社)全日本マネキン紹介事業協会
 (公社)日本全職業調理士協会
 (公社)全国民営職業紹介事業協会

事務局長 河津 浩安
 事務局長 川野晋太郎
 副会長 高田 雅通
 事務局長 酒井 晶子
 事務局長 中原 待雄
 専務理事 上市 貞満

東京労働局と民営職業紹介事業者団体

恒例の標記情報交換会は、新型コロナの感染防止のため事前に民営職業紹介事業者団体等から出された質問等について10月29日、東京労働局需給調整事業部長村田裕香氏、同需給調整事業第一課長補佐高橋大弐氏等から、民紹協が代表して以下の通り回答をいただきました。

1

出向の斡旋を行う場合の留意点について

出向の斡旋を職業紹介事業として行う場合、どのようなことに留意すべきでしょうか。また、その結果を求人・求職管理簿、手数料管理簿、事業報告書に記載する場合の留意点についてもご教示をお願いします。

回答) 出向は労働者派遣事業関係業務取扱要領に記載があります【注1参照】。コロナ禍における適正

な出向の取扱いの判断に変更はありません。具体的には個別事例毎の判断となります。

・求人求職管理簿、手数料管理簿には、出向斡旋である旨を記載してください。なお、出向元は関係雇用主となりますので、手数料表の手数料負担者に関係雇用主の記載がなければ、手数料を徴収することはできません【注2参照】。

・事業報告書については、出向の斡旋を通じて職業紹介に至った場合は記載してください。

【注1】 労働者派遣事業関係業務取扱要領「出向との関係」(抜粋)

- (1) 在籍型出向は労働者派遣に該当するものではないが、その形態は、労働者供給に該当するので、その在籍型出向が「業として行われる」ことにより、職業安定法により禁止される労働者供給事業に該当するようなケースが生ずることもあるので、注意が必要である。

ただし、在籍型出向と呼ばれているものは、通常、

- ① 労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する
- ② 経営指導、技術指導の実施
- ③ 職業能力開発の一環として行う
- ④ 企業グループ内の人事交流の一環として行う等

の目的を有しており、出向が行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられるので、その旨留意すること。

- (2) 二重の雇用契約関係を生じさせるような形態のものであっても、それが短期間のものである場合は、一般的には在籍型出向と呼ばれてはいないが、法律の適用関係は在籍型出向と異なるものではないこと(例えば、短期間の教育訓練の委託、販売の応援等においてこれに該当するものがある)。

【注2】 様式例第3号—3 【再就職支援型】手数料表(再就職支援型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 (※1)	着し金 円(%)
	相談・助言終了時 円(%)
	成功報酬 円(%)
	手数料負担者は関係雇用主とします。

による情報交換会の開催

2 行政指導、行政処分について

(1) 是正指導に関する具体的な内容の公表

昨年、具体的な是正指導内容の公表をお願いした際に、指導内容以外に苦情の多いものなど他の括りでも公表できないか、その公表方法も含めて検討したいという回答をいただいています。検討の進捗状況はいかがでしょうか。

回答 指導監督状況のとりまとめについては、例年同様6月下旬(本年は6月25日)にプレス発表しています。なお、職業紹介事業の相談件数等から苦情の内訳について、情報提供します【注3参照】。

(2) 入管法における不法就労助長罪による許可の取消
入管法における不法就労助長罪で有罪になり許可が取り消される事案がありますが、具体的にどのようなケースが多いのか、ご教示をお願いします。

回答 東京労働局では該当がありません。

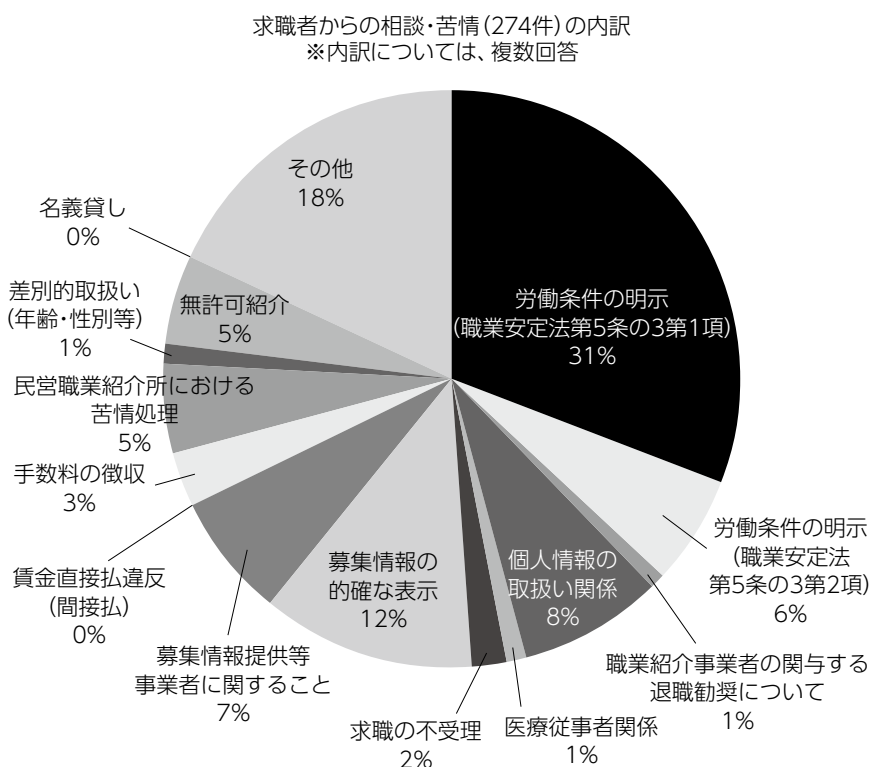
(3) 事業報告書の未提出による事業停止命令

事業報告書の未提出により事業停止命令が発令される事案がありますが、どのような手続きを経て事業停止命令が発令されるのでしょうか。ご教示をお願いします。

回答 未提出事業所に対し、是正指導を行い、これに従わない場合において最終的に業務停止命令及び業務改善命令が発出されます。

【注3】 相談・苦情の内訳 等

東京労働局需給調整事業部 相談・苦情の状況(職業紹介事業) 平成31年度(令和元年度)実績		
計	件数	対前年 同月比
計	54,296	16.7%
求職者	274	39.1%
求人者	389	▲8.3%
職業紹介事業者	52,707	16.6%
その他	926	37.2%



なお、処分発出までには、電話及び郵便等による再三に亘る提出の督促を相当期間をかけ行っています。

3 情報提供と職業紹介の区分について

厚生労働省が示している「民間企業が行うインターネットによる求人情報・求職者情報提供と職業紹介との区分に関する基準」によると、「提供される情報の内容又は提供相手について、あらかじめ明示的に設定された客観的な検索条件に基づくことなく情報提供事業者の判断により選別・加工を行うこ

と」は、職業紹介に該当するとされています。

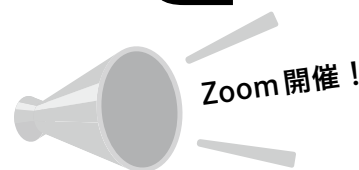
近年、AI(人工知能)を活用したリコmend機能を持つ転職サイトが出現しています。そうしたサイトの中には、検索不要を謳っているサイトもありますが、それらは上記基準に照らして職業紹介に該当するのかしないのか、ご教示をお願いします。

回答)・新しいサービスの可否等については、個別事案のため回答はできません。

・AIを活用した職業紹介については、単にAI活用可否ではなく、AIは誰が提供し、誰が活用するのか、何れの情報で何を担うのか、またどのような情報を提供するのか等により個別判断になると思われます。



オンラインセミナーを 開催します



民紹協では、以下のオンラインセミナーを開催します。ぜひご参加ください。

■「職業紹介従事者講習会」開催のお知らせ

民紹協では新たに「初級者向け」の従事者講習会を、Zoom(オンライン会議ソフト)で開催します。費用も初年度限定料金でお安くになっていますので、令和2年度分の従事者教育がお済みでない事業所様はぜひご利用ください。(4月に労働局へ提出する事業報告書の「従業員教育」欄にも記載可能です)

【開催日時】

第1回 令和3年(2021年)3月1日(月)14:00~17:00

第2回 令和3年(2021年)3月8日(月)14:00~17:00

【内 容】

14:00~15:10 「求人票作成の法律知識入門」

15:20~16:50 「最近の労働法改正の早わかり」

【講 師】 社会保険労務士 佐藤 珠己氏(SAT社労士事務所)

【受講料】 民紹協会員 3,300円、非会員 4,400円(税込) ※初年度限定料金

【申込方法】

右のQRコードまたは、下のURLから「お問い合わせフォーム」に必要事項をご入力いただき、「内容」欄に受講希望日と人数をご記載ください。各回とも定員40名になり次第、締め切らせていただきます。

<https://www.minshokyo.or.jp/inquiry/index.html>

【お問い合わせ】 業務第3課 日高(TEL:03-3818-7011)

講習はクイズ+
解説で進めます



■「外国人材の職業紹介セミナー(Zoom)」開催のお知らせ

ご好評いただいております「外国人材の職業紹介セミナー」をZoomで開催します。

【開催日時】 令和3年3月19日(金)13:00~16:30

【受講料】 民紹協会員 4,000円、非会員6,000円(税込)

今回は、実際に職業紹介をされている事業者の事例もご紹介します。

テーマ	講 師	内 容
外国人材をめぐる環境と 外国人材の職業紹介実務	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤昇司	外国人材をめぐる環境と制度変更のながれ 及び特定技能を中心とした職業紹介実務の ポイントを説明します。
ビザの基本と 外国人材に関する諸制度	新宿スフィア国際 行政書士事務所 代表 夏目貴美氏	ビザの基本的知識から取得の注意点。特定技 能等の制度説明。コロナ禍での国内の外国 人材の就労拡大の特例措置等を説明します。
外国人材の職業紹介の ポイント	グローバルトラストネットワークス 特定技能推進室長 高橋啓介氏	最も外国人材に詳しい講師が、実際に紹介を 行っている事例を通して、外国人材紹介のポ イントを定着も含めて説明します。

*詳細と申込は、当協会ホームページ「職業紹介事業実践セミナー」をご参照ください。

定員40名になり次第、締め切らせていただきます。

外国人材に関する最新情報

今回は、外国人材に関する情報収集の仕方とコロナ禍での外国人材の有効求職者数の推移について掲載します。

外国人材に関する情報収集について

出入国在留管理庁ホームページ:最初の画面内の「新たな外国人材」のバナーをクリックすると各種の外国人材関係のリーフレットや説明資料が出てきますので、ご利用ください。

●制度説明資料「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」

「特定技能」制度の全体像が分かりやすく掲載されています。特定技能の登録人数等も掲載。

●各国語での案内(がいこくのかたへ) (Information by Multi-language)

外国人材、受入れ機関向けのリーフレット等を12言語で掲載。

●「特定技能に関するQ&A」 特定技能に関する具体的なQ&Aが掲載されています。

●「特定技能総合支援サイト」 特定技能に関する情報が集約されています。

例

サイト内に「特定技能ガイドブック」掲載(2種類あります:特定技能資格で働くことを考えている外国人の方、特定技能外国人の雇用を考えている事業者の方向け)

●「国別情報」 国別の取扱いや認定送り出し機関が掲載されています。

ベトナムの送り出し機関が追加されました。

●「特定技能運用要領・様式等」「申請手続」 申請様式等が掲載されています。

●「特定技能制度の利用をサポートするコールセンター」

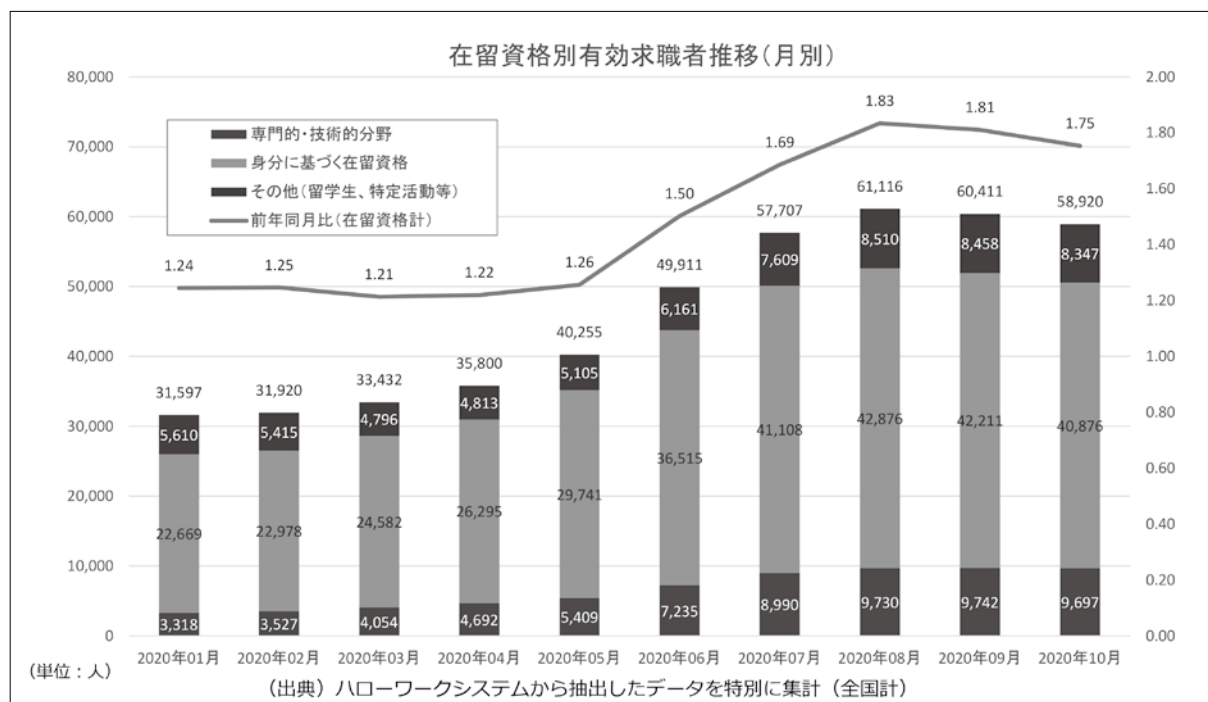
特定技能に関する、外国人・雇用者からの相談に13言語で対応します。

コロナ禍での外国人材の有効求職者数の推移

(労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会資料令和2年12月25日発表より)

コロナ禍での外国人材の求職者数がどう推移しているかを以下に示します。

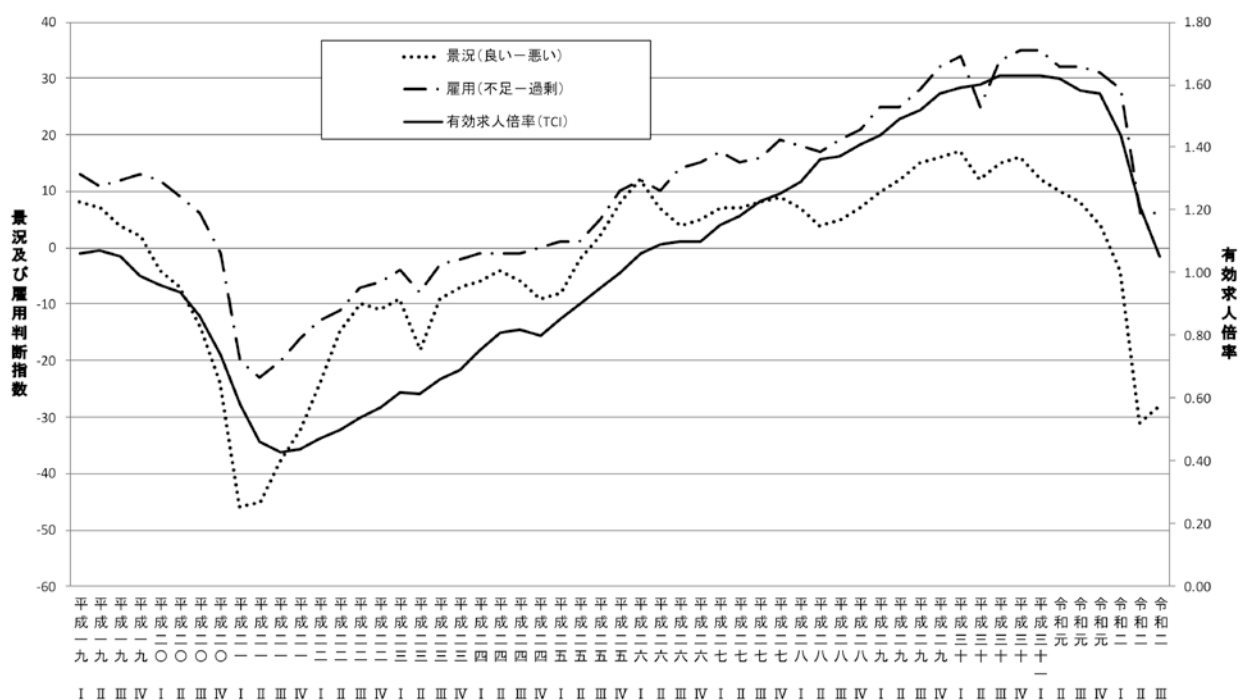
- ハローワークにおける外国人有効求職者数は、1月から前年同月比で1~2割程度高い状態で推移し、6月から急激に上昇し8月に1.83倍となった後、徐々に減少している。
- 求職者の大部分は身分に基づく在留資格(永住者、日本人配偶者等、定住者等)が占めている。



雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和2年10月、令和2年11月の有効求人倍率(季節調整値)は1.04倍、1.06倍とやや上昇してきています。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は3.1%、2.9%とやや改善されてきています。12月の日銀短観による業況判断では、前期より13ポイント上がりましたが、先行きは3ポイント低下しています。また、雇用判断は9月より4ポイント低下し、先行きは更に3ポイント下がり、求職者不足の状況はまた少し戻る見通しです。いずれも新型コロナウイルスの感染状況で変化しそうです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)



新規許可事業所

	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月
有料職業紹介事業所	176	153	163	191	185	185
無料職業紹介事業所	1	3	3	3	6	4

雇用・失業情勢関連指数

		令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月
雇用者数※	実数(万人)	5929	5942	5946	5961	5998	6017
完全失業者数※	実数(万人)	195	197	206	210	215	195
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	2.9
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	193 (▲28.1)	196 (▲27.7)	197 (▲26.6)	201 (▲25.5)	210 (▲23.2)	212 (▲21.7)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	184 (3.5)	187 (7.2)	191 (12.2)	194 (14.3)	199 (16.5)	194 (16.8)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.11	1.08	1.04	1.03	1.04	1.06

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

2月1日から職業紹介士資格認定試験(第25回)の受験者募集が始まります。

職業紹介士は、民紹協が認定する資格制度で、職業紹介事業に従事する方が専門家にふさわしい知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムです。5月からスタートするプログラムの受験者募集が2月1日から始まります(締め切り3月31日)。皆様の応募をお待ちしています。

【概要】

■受験資格

- ・原則として職業紹介責任者としての経験が1年以上あること、又は職業紹介従事者としての職業経験が通算して3年以上あること。

■職業紹介研修の方法

- ・受験者には全員、民紹協が実施する研修を受講していただきます。この研修は通信教育と集合教育からなります。
- ・通信教育では、テキストをもとに在宅学習を行い、試験問題に解答していただきます。
- ・集合教育では、講義、事例研究及び演習による研修を受けていただき、認定試験を行います。

■講師陣

- ・大学教授、弁護士、行政機関OB、民間職業紹介企業OB等職業紹介事業の専門家

■国の人材開発支援助成金の活用

- ・労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。詳しくは以下をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【カリキュラム】

■通信教育

次の6科目について、テキストによる在宅学習の上、科目毎の基本的事項に関する出題に対して答案を提出していただきます。通信教育の期間は3ヶ月です。

- ◇労働保護法制 ◇職業紹介と人権 ◇職業紹介事業制度
- ◇個人情報保護 ◇職業指導と職業相談 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス

■集合教育

- ・下記科目毎に講義が行われ、講義終了毎に認定試験及び実技演習が行われます。

講義8科目

- [第1日目] ◇職業紹介事業の意義・役割と労働市場への理解 ◇労働保護法制 ◇職業指導と職業相談
- [第2日目] ◇職業紹介と人権 ◇個人情報保護 ◇職業紹介事業制度 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス
- [第3日目] ◇求人者サービスと求人・求職者開拓

実技2科目

- [第1日目及び第2日目] ◇事例研究
 - ・職業紹介の場面において起こり得る各種事例に関して、グループ討議を行い相互研鑽を目指します。
- [第3日目] ◇ロールプレイング
 - ・受講者が交互に求職者、求人者となって相談場面の体験をします。観察者は相談実施状況についてのコメントを加えて相互研鑽を行います。

【募集スケジュール】

■第25回資格認定試験

- ・募集開始 令和3年2月1日(月)
- ・募集締切 令和3年3月31日(水)
- ・通信教育 令和3年5月1日(土)～7月31日(土)
- ・集合教育 令和3年9月3日(金)～5日(日)
- ・資格認定通知 令和3年10月(予定)

※詳細は民紹協事務局までお問い合わせください。

TEL:03-3818-7011 E-mail:info@minshokyo.or.jp

■受験費用

- ・会 員 62,000円 ・非会員 81,000円
- (受験費用は、主催者側の責により受講・受験できない場合を除き、返金できません。)

■集合教育実施会場

中野サンプラザ
〒164-8512 東京都中野区中野4-1-1(中野駅北口徒歩1分)
電話:03-3388-1151 FAX:03-3228-2803

令和3年度
職業紹介士(民紹協認定)
資格認定試験受験者募集について
第25回: 応募締切 令和3年3月31日(水)



本資格制度は「職業紹介士」として、職業紹介事業に従事する者に対して、職業紹介に関する知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムを提供することを目指しています。また、職業紹介に関する知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムを提供することを目指しています。また、職業紹介に関する知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムを提供することを目指しています。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

「RPAによる働き方改革に取り組んでいます！」

株式会社TOKAI | ヒューマンリソースエボル営業課長 笹原 智昭



静岡県

「富士山遺産センター」

富士山本宮浅間神社の近くにあり、屋外テラスからは建物に遮られない富士山が眺望できます。

近年、「IoT 及びビッグデータ、AI、ロボティックス」の活用が進み、第4次産業革命とも言われております。そのような環境の中、私が勤務している TOKAI ヒューマンリソースエボル(以下 THR エボル)では、事務・コールセンターといった職種に加え、「RPA」を活用できる人材を育て、派遣するというサービスに取り組んでいます。

RPA は、ロボティック・プロセス・オートメーションの略称で、パソコン内のソフトウェアにより業務を自動化することです。

近い将来確実に訪れる「少子高齢化」で人材がますます限られる中、人がやらなくていい作業を AI や RPA に代替させ、企業が求める優秀な人材が本来求められているような仕事をするチャンス、AI や RPA が与えてくれるという思いから取組をしています。

私は、「職業紹介士資格」の取得を通じ、たくさんの方とふれあい会話することで、皆さんがそれぞれの方法で社会課題解決に取り組んでいるということを知り、弊社の活動に自信を持つことが出来ました。

2030年には労働力人口が225万人減少するという予測の中、ますます適職マッチングの重要性が高まって参ります。今後とも正しい知識を身に着け、「Goodwork・Goodlife」の実現に取り組んでいきたいと思ひます。

株式会社TOKAIヒューマンリソースエボル

住所：静岡県葵区常磐町2-6-8

設立：2013年11月

従業員：役員7名、内勤11名、スタッフ269名(2020年9月末)



Webセミナー実施中の筆者

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q₁

求人票には賞与ありと記載されてあるが、年末は支給なしと言われた

当紹介所の紹介により保育施設に就職した保育士から、「昨日、上司から年末賞与の支給はないと言われた。紹介所から示された求人票や勤務先からもらった労働条件通知書には、賞与は『あり』と書かれているのに、どうなっているのか。」という苦情がありました。

改めて求人票を確認すると、その保育士が言うように、賞与は「あり」と記載されています。紹介所としてどうすればよいでしょうか。

A₁

一般的に、求人票の賞与の欄には、賞与の制度があるかないか、ある場合には、前年度の実績(支給回数、賞与月数(計〇か月分、又は〇円～〇円))を記載することが多いようです。ただし、〇か月分と記載されていても、それは前年度の実績であり、また事業所の業績や従業員の勤務成績等に関する前期の評価により具体的な支給額が決まることも多く、採用1年目には、その一部しか支払われないこともあります。

したがって、本件については、求人票に記載されたどおりに賞与が支給されないというトラブルを防止するため、紹介所は保育施設からの求人を受理する際に、求人票どおりに賞与が支給されない可能性があるかどうかを確認し、ある場合には、その旨を求職者に説明する必要があると思われます。

また、労働条件通知書の賞与欄についても、業

績や従業員の勤務成績等に応じて支給されない可能性がある場合は、その旨を明示することが望まれます。

今般の保育施設に対しては、労働条件通知書を交付する際にどのような説明をしていたのか確認をするとともに、賞与を支給しない理由について、改めて当該保育士に誠意をもって説明し理解を得るよう助言してください。

Q₂

求人不受理に関する自己申告書は、全ての求人者に提出を求めるのか

職業紹介責任者講習において、令和2年3月30日から、労働法令の違反で処分を受けた求人者からの求人申込みを受理しないことができるようになり、求人企業が処分を受けた企業かどうかを確認するために、職業紹介所は自己申告を求めることができると聞きました。求人申込みがあれば、全ての求人者に自己申告を求めなければならないのでしょうか。

A₂

求人不受理制度の趣旨・目的は、就職後のトラブルを防止するとともに求職者の将来的な就業の継続・安定を目指して、労働法令を遵守している企業からの求人であるかどうかを確認しようとするものです。

この確認のために、職業紹介所が全ての求人者について法令違反により処分を受けたことがあるかどうかをチェックすることは現実的でないので、求人者に対して自己申告を求めることができると

されているものです。

このことは、職業安定法第5条の5第2項において「…職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号(求人不受理事項)に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。」と定められています。したがって、全ての求人者に自己申告を求めなければならないということではありません。

しかしながら、本制度は求職者のメリットにつながることは勿論のこと、適正な職業紹介を通じて職業紹介所自らの事業発展にもつながるものと理解し、自己申告書を積極的に活用することが望まれます。

Q₃

採用が決まった求職者の個人情報は、本人の削除要請があれば全て削除するのか

当紹介所の紹介により採用が決まった求職者から、「就職先も決まったので、自分の履歴書や職務経歴書などを廃棄して欲しい。」と言ってきました。

履歴書や職務経歴書は廃棄又は削除することとしますが、求職管理簿の記載情報も削除しなければならないのでしょうか。

A₃

職業紹介事業者における求職者の履歴書等の個人情報の管理については、職業安定法指針第4の2(1)ニにおいて「収集目的に照らして、保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置」を講じなければならないと定めています。したがって、貴紹介所のお考えのとおり、就職が決まって保管する必要がなくなった履歴書や職務経歴書は、求職者の要請に応じて廃棄又は削除する必要があります。

ただし、お尋ねの求職管理簿の記載情報については、職業紹介事業の業務運営要領第7-6-(4)において有効期間終了後2年間保存しなければならないと定められています。したがって、求職管理簿の記載情報については、「保管する必要がなくなった個人情報」には該当せず、この保存期間が終了するまでは削除できないことになります。



散歩道 第58回 ～小岩神社～

小岩神社は、JR小岩駅から歩いて7～8分の住宅街の一角にあります。かつて五社大明神または五社明神社と称し、東葛西領行徳に鎮座されていた古社を天文5年(1536年)下小岩村の萬福寺に遷座されました。その間天保元年に別当萬福寺が火災のため旧記を焼失しました。はじめは五社神明社といわれたが、明治になって小岩神社と改称されました。



拝殿

御祭神は、天照皇大御神、住吉大神、天児屋根大神、八幡大神、衣通姫大神の五神です。

稲荷神社、水神社など境内摂末社がいくつかあります。

※摂末社: その神社の管理に属し、その境内または神社の附近の境外にある小規模な神社のこと



鳥居



神門



稲荷大明神



水神社

摂末社のひとつ 稲荷大明神と水神社。

小岩神社から15分くらい歩くと江戸川に着きます。橋を渡れば千葉県という都と県の境の場所です。

新規入会事業所紹介

令和2年10月～令和2年12月(12月10日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
東北地区	株式会社エンジョブ 	青森県三沢市大町1-8-30 リパティ滝ノ沢301号 0176-51-3440	生活のリズム、ライフステージ、悩んでいること、将来の夢、取り巻く環境などは人それぞれ違います。仕事をするとき大切にしているものも、人それぞれ違います。1年前の自分と今の自分では、大切にしているものが変化している場合もあります。エンジョブはそんなひとりひとりとしっかり向き合い、伴走をしていく紹介会社を目指しています。事務職を中心に紹介をしていきます。
	イメディカ株式会社  イメディカ株式会社	埼玉県川越市中原町2-3-6 ISビル2F 049-299-5187	弊社は、旅客自動車運送事業として地域に貢献しておりますイーグルバス株式会社のグループ企業として、主に介護事業、自家用自動車管理請負業務を行っております。また、イーグルバスグループは、海外貢献にも力を入れており、ラオスへの路線バスのノウハウの提供、スリランカでのアーユルヴェーダメディカルセンターの設立も行っておりました。そういった、海外と築いてきたパイプを生かし、スリランカ人材に特化した有料職業紹介業務及び特定技能労働者の登録支援業務を行っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。
関東地区	株式会社アントレプラス 	東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル11F 0120-664-410	独立の味方です、アントレ。私たちアントレは「独立した働き方」を目指す人々をWEBメディアやイベント・カウンターを通じて応援しています。 ※2019年4月に㈱リクルートからスピンアウト。近年、働くことに関わる多種多様な変化が起きています。そこで我々は「働き方の変化」の先頭に立ち、雇われる・雇われないではなく、すべての「働く」の選択肢を提示し、多くの人々が自分らしい働き方を手に入れられるよう支援していきます。全職種を紹介していきます。
	株式会社 アスナロ・サポート 	愛知県豊川市中央通5-7 いこいの館C号館 0533-56-2270	取引先様が「明日はもっと良くなる」ように人材をご提案させて頂いております。社員も多国籍(日本・ブラジル・中国・ベトナム)で様々なニーズに対応出来るものと思っております。又来春卒業される経営学部・国際情報ビジネス専攻の留学生も多数登録し本人達の「日本で一生懸命仕事をしたい」要望を叶えてやりたいと思っております。皆様宜しく願い申し上げます。
中部地区	合同会社 バル・コンサルティング 	大阪府大阪市中央区東平 2-5-7 上六ビル404 06-6777-8775 090-7766-9956	弊社代表は、永年「ここで働けてよかったと思える会社づくりのお手伝い」を実践する社労士です。英語/インドネシア語が堪能なことから特定技能のお世話もします。今般、「信頼できる人材を信頼できる企業に」を基本理念とした有料職業紹介事業をスタートしました。働く時間は人生で最も長い時間。そして雇用は人生をも左右します。だから「ミスマッチのない紹介」にこだわります。インドネシアを中心に全職種を紹介していきます。
関西地区			

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所	電話番号
株式会社スプリング・パートナーズ	東京都千代田区麹町1-10-5 澤田麹町ビル7F 小出公認会計士税理士事務所内	03-6272-3701
株式会社長野銀行	長野県松本市渚2-9-38	0263-27-3925

「よくわかる職業紹介事業のQ&A」改訂版の発行

「よくわかる職業紹介事業のQ&A」の改定版を令和3年1月に発刊いたしました。

今回の改訂では、労働条件の明示事項の追加や特定技能についての質問を追加しました。

また、当協会に寄せられる数多くの質問や相談(短期雇用紹介、苦情・トラブルへの対応等)をもとに大幅に加筆しております。索引をつけ、使いやすくしました。事業運営や事業所内での教育に是非ご活用ください。

頒布価格 2,500円(税別)
会員には割引販売(約30% OFF)で販売します。



会員継続のお願いについて

会員の皆様方には、民紹協の運営等にご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

会員は自動継続となっております。諸般の事情で退会される場合のみ、3月中旬までに退会届のご提出をお願いいたします。来年度も会員の継続をどうぞ宜しくお願いいたします。令和3年度の会費請求書は、新年度になりましたら送付させていただきますので、お振込みをお願いいたします。

編集 後記

新年明けましておめでとうございます。

昨年12月6日に、小惑星探査機「はやぶさ2」が、総移動距離約52億kmの旅を経て、小惑星「リュウグウ」で採取した試料(サンプル)を地球へと届けてくれました。試料を分析すれば、地球の水や生命を構成する有機物との関係を明らかにできるのではと期待されています。地球から電波で指令を送っても、探査機に届くまでに17分近くもかかるそうです。その距離を克服しての快挙に、コロナの猛威に自信を無くしかけていた私たちに希望を与えてくれました。

さて、当協会では、本年3月に、「職業紹介従事者のための講習」と「外国人材の職業紹介セミナー」をオンラインで開催する予定です。コロナの感染防止の意味もありますが、オンライン開催は、遠方の方にも優しい方式で、これから充実していきたいと考えております。

また、会員の皆さまなどから寄せられた数多くのご質問やご相談をもとに、この度、「よくわかる民営職業紹介事業のQ&A(改訂版)」を刊行いたしました。全部で250件を超えるQ&Aを掲載しています。業務運営にご活用いただければ幸いです。

本年も、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.175

令和3年1月12日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.031-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和3年1月～令和3年2月 お申込み受付中

当協会では、感染拡大を防止するため、今後の動向を注視するとともに、対策を講じながら講習を開催してまいります。詳しくは当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について」をご覧ください。

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講したうえで、理解度確認試験の答案を提出し、かつ、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和3年1月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和3年 1月13日	水	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 1月19日	火	愛知県(名古屋市)	ホテルルブラ王山 2F「金鯱」	120
〃 1月20日	水	東京都(中野区)	中野サンプラザ 14F「クレセント」	102
〃 1月25日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 1月27日	水	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 2月 1日	月	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 2月 4日	木	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「プロッサム」	102
〃 2月 8日	月	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 2月10日	水	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「プロッサムルーム」	102
〃 2月15日	月	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 2月17日	水	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「プロッサム」	102
〃 2月24日	水	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「プロッサム」	102
〃 2月26日	金	福岡県(福岡市)	天神ビル 11F「10号会議室」	160

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

講義開始後に入場されますと、他の受講者の迷惑となるばかりでなく、法定の講習内容を履修することができなくなります。必ず講義開始時刻の10分前までに受付を済ませてください。

○受講費用……【初めて民紹協の講習を受講される方】13,400円(民紹協会員は10,300円)(税込)

【過去(5年以内)に講習を受講したことのある方】10,700円(民紹協会員は8,200円)(税込)

民紹協他講習実施機関を受講した方も対象となります。なお会員の皆様も従来通り受講証明書(写)を申込み終了後に、メールアドレス、もしくはFAX番号に送信してください。

(FAX:03-3818-7015 E-mail:koshu@minshokyo.or.jp)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<http://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※受付を終了した講習のキャンセル待ちについては、お電話にてお問い合わせください。

なお、当日のキャンセル待ちは承っておりません。

※厚生労働省の指導により、ご受講時に身分証明書をお見せいただくことになりました。ご本人確認のため、受講当日、顔写真付きの公的身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)をご持参ください。顔写真付きの公的身分証明書をお持ちで無い方は、公的身分証明書(健康保険証等)と顔写真付きの社員証など、2種類ご持参ください。ご協力をお願いいたします。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

人材ビジネスシステム 国内シェアNo.1の 最新クラウドサービス



PORTERS
HR-Business Cloud



- ▶ お客様導入事例公開中
- ▶ 30日間無料トライアル
- ▶ 人材ビジネス支援マガジン
PORTERS MAGAZINEWeb

▶ 特徴 & メリット

1. 個人事業主から大企業まであらゆる規模の人材紹介ビジネスに
2. サブスクリプション（定額課金制）で1IDから利用開始可能
3. ドラッグ&ドロップによる業務画面の簡単カスタマイズ
4. 複数媒体との連携を一元化でき管理コストを削減
5. 各種テンプレートによる成功モデル標準化で人材育成促進
6. 案件の進捗停滞・マッチング漏れ防止

毎日開催人材紹介ビジネス システム導入相談会

無料相談会の申込みはこちら：

<http://hrbc.porters.jp/event>

お問合せ ポーターズ株式会社

TEL 03-6432-9829

MAIL sales@porters.jp

HP <https://hrbc.porters.jp/>

